

## 第4回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年8月21日（木）午後1時30分～午後1時37分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委 員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋田委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山賃金係長	

（事務局 室長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第4回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、相馬委員が欠席されておりますが、定足数に達していることを御報告いたします。

また本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、8名の傍聴の申込みがあり、7名の方が会場に入室していることを御報告いたします。

それでは以降の議事進行につきまして石岡会長、よろしくお願いします。

（石岡会長）

それではよろしくお願いいたします。

青森県最低賃金の改正につきましては、8月6日から専門部会において議論を続けてまいりましたが、本日午前に開催した第6回専門部会におきましても労使の意見の隔たりが大きく、結審に至ることができませんでした。

青森県最低賃金に関する専門部会の審議が結審していないため、本日は青森県最低賃金の改正決定について答申を行うことができません。

現在の専門部会の審議の状況について、事務局から報告をお願いします。

（事務局 賃金室長）

会長からも説明がありましたとおり、8月6日から本日午前まで専門部会を開催し議論を重ねてまいりましたが、これまでのところ、前回から労使とも歩み寄りはいただいておりましたけれども、労働者側委員は80円の引上げを主張し、これに対しまして使用者側は42円の引上げを主張しており、その差が38円。未だに大きいということから、さらなる審議が必要と判断され、本日、結審に至ることができませんでしたことを御報告させていただきます。

（石岡会長）

何か皆さんから御質問等はございませんか。  
よろしいでしょうか。  
というわけで、まだ専門部会が結審に至っておりませんので、再度、専門部会を開催して結審を目指したいと考えております。  
今後の審議の予定について、事務局から報告説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは説明させていただきます。お手元の資料を御覧ください。  
令和7年度の青森県最低賃金の審議の日程でございますが、本日、8月21日のところを御覧いただきますと、10時から開催した第6回専門部会で結審せず、その下の13時半が今開催しています第4回の本審でございます。

次の専門部会は8月28日、10時から開催をいたします。  
10時から専門部会を開催いたしまして、同じく8月28日の11時半から第5回の本審を開催いたしまして、ここで答申をいただきたいというスケジュールになってございます。  
28日に答申をいただいた場合につきましては、15日の異議申出期間を経まして、異議がございました場合には9月16日に第6回審議会を開催して、異議についての審議を行う予定としております。  
また、この本審では特定最低賃金の必要性の審議、答申と、必要性ありとなった業種につきましての改正諮問を合わせて行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(石岡会長)

ということですが、この日程でよろしいでしょうか。  
何か特段、御質問等ございませんか。よろしいですかね。  
それではこの日程で進めたいと思います。  
それではだいぶ長い審議になっておりますけれども、労使双方、歩み寄りをいただきまして何とか着地点を見いだせるように努力してまいりたいと思いますので、是非御協力をよろしくお願ひいたします。  
それでは本日の審議会はこれをもって終了いたします。  
どうもお疲れ様でした。